

発 信 者	警 務 部 長	発 信 年 月 日	3 . 5 . 1 2
宛 先	所 属 長	担 当 課	警 務 課

## 被害者支援推進計画の策定について

### 1 趣旨

当県では、警察本部長通達「長野県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について」（令和3年4月7日付け）に基づき、総合的な被害者支援を推進しているところであるが、より一層実効性のある被害者支援を推進するため、被害者支援推進計画を策定したものの。

### 2 被害者支援推進計画

別添「被害者支援推進計画」のとおり

### 3 報告

指定被害者支援要員運用状況報告を始め、各種被害者支援施策の推進状況及び効果的事例については、警察本部事件主管課長を経由して随時報告すること。

## 被害者支援推進計画（概要）

警務部	<p>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談体制の充実等</li> <li>(2) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実</li> <li>(3) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実</li> <li>(4) 犯罪被害者に関する情報の保護</li> <li>(5) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等</li> <li>(6) 性犯罪被害相談の適切な対応</li> <li>(7) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</li> <li>(8) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進</li> </ul> <p>2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療費等の公費支出</li> <li>(2) カウンセリング費用の公費支出</li> <li>(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実</li> <li>(4) 被害直後における居住場所の確保</li> <li>(5) 犯罪被害給付制度の運用改善</li> <li>(6) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携</li> <li>(7) 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援</li> <li>(8) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進</li> </ul> <p>3 犯罪被害者支援の推進のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体における条例の制定等に関する協力</li> <li>(2) 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化</li> <li>(3) 市区町村間の連携・協力の促進</li> <li>(4) 地方公共団体における見舞金制度等の導入促進に対する協力</li> <li>(5) 犯罪被害者等のための施設等の改善</li> <li>(6) 研修の充実等</li> <li>(7) 指定被害者支援要員制度の活用等</li> <li>(8) 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮</li> <li>(9) 好事例の勧奨及び適切な評価等</li> <li>(10) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等</li> <li>(11) 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化</li> <li>(12) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等</li> <li>(13) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援</li> <li>(14) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実</li> <li>(15) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等</li> <li>(16) 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実</li> <li>(17) 犯罪被害者等支援の実態把握等</li> </ul> <p>4 県民の理解の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施</li> <li>(2) 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施</li> </ul>
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施</li> <li>(4) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進</li> <li>(5) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進</li> <li>(6) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等</li> </ul>
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談体制の充実等</li> <li>(2) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等</li> <li>(3) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実</li> <li>(4) 被害少年等が相談しやすい環境の整備</li> <li>(5) 被害児童からの事情聴取における配慮</li> <li>(6) 性犯罪被害相談の適切な対応</li> <li>(7) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</li> </ul> </li> <li>2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進</li> <li>(2) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進</li> </ul> </li> <li>3 犯罪被害者等の安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再被害防止措置の推進</li> <li>(2) 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等</li> <li>(3) 行方不明者対策の強化</li> <li>(4) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応</li> <li>(5) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等</li> <li>(6) 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止</li> </ul> </li> <li>4 犯罪被害者支援の推進のための基盤整備 研修の充実等</li> <li>5 県民の理解の増進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施</li> <li>(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進</li> <li>(3) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施</li> </ul> </li> </ul>
地域部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進</li> <li>(2) 性犯罪被害相談の適切な対応</li> <li>(3) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</li> </ul> </li> <li>2 犯罪被害者等の安全の確保 行方不明者対策の強化</li> <li>3 県民の理解の増進 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施</li> </ul>
刑事部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談体制の充実等</li> <li>(2) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等</li> <li>(3) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 捜査に関する適切な情報提供等</li> <li>(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実</li> <li>(6) 犯罪被害者に関する情報の保護</li> <li>(7) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分</li> <li>(8) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等</li> <li>(9) 被害児童からの事情聴取における配慮</li> <li>(10) 性犯罪被害相談の適切な対応</li> <li>(11) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</li> <li>(12) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進</li> <li>(13) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等</li> </ul> <p>2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療費等の公費支出</li> <li>(2) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進</li> <li>(3) 暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実</li> </ul> <p>3 犯罪被害者等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再被害防止措置の推進</li> <li>(2) 行方不明者対策の強化</li> <li>(3) 保護対策の推進</li> </ul> <p>4 犯罪被害者支援の推進のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 研修の充実等</li> <li>(2) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等</li> </ul> <p>5 県民の理解の増進</p> <p>被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進</p>
交 通 部	<p>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談体制の充実等</li> <li>(2) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理事</li> <li>(3) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実</li> <li>(4) 捜査に関する適切な情報提供等</li> <li>(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実</li> <li>(6) 犯罪被害者に関する情報の保護</li> <li>(7) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分</li> <li>(8) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等</li> </ul> <p>2 犯罪被害者支援の推進のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定被害者支援要員制度の活用等</li> <li>(2) 好事例の勧奨及び適切な評価等</li> </ul> <p>3 県民の理解の増進</p> <p>交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進</p>
警 備 部	<p>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理事</li> <li>(2) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等</li> </ul>